

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和3年7月16日

廿日市市長 松本 太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

tina court (ティナコート)

(2) 所在地

廿日市市新宮一丁目1316-25外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	備考
三菱UFJリース株式会社	代表取締役 白石 正	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	

(変更後)

名称	代表者	住所	備考
三菱HCキャピタル株式会社	代表取締役 柳井 隆博	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

名称	代表者	住所	備考
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	
株式会社丸久	代表取締役 田中 康男	山口県防府市大字江泊1936番地	
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社やまだ屋	代表取締役 中村 靖富満	廿日市市宮島町835番地の1	
株式会社マーメイドベーカリー・パートナーズ	代表取締役 吉田 之彦	広島市中区鶴見町2番19号	

株式会社フィオーリー	代表取締役 平田 泰浩	山口県岩国市藤生町一丁目29番2号	
------------	-------------	-------------------	--

(変更後)

名称	代表者	住所	備考
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	
株式会社丸久	代表取締役 田中 康男	山口県防府市大字江泊1936番地	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社やまだ屋	代表取締役 中村 靖富満	廿日市市宮島町835番地の1	
株式会社マーメイドベーカリーパートナーズ	代表取締役 岡田 伸朗	広島市中区鶴見町2番19号	
株式会社フィオーリー	代表取締役 平田 泰浩	山口県岩国市藤生町一丁目29番2号	

3 変更の日

令和3年4月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者変更のため
- (2) 小売業を行う者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和3年7月9日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市環境産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和3年7月16日から令和3年11月15日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年11月15日

(2) 提出先

廿日市市環境産業部産業振興課